

Ⅲ - 3 被災各県団体報告 茨城県
茨城史料ネット平成24年度活動報告

山川 千博 茨城史料ネット事務局

0. はじめに

茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク準備会（略称、茨城史料ネット）は、東日本大震災で被災した文化財・歴史資料について、指定・未指定を問わず広く救済・保全するため、平成23年7月に発足した民間のボランティア団体である。当会発足後の同年9月、文化財レスキュー事業へ県文化課を通じて支援を要請し、それ以来救援委員会の協力団体として、主に茨城県内の文化財レスキュー活動に従事している。

本稿では、当会の平成24年度の活動について報告する（23年度の活動については、昨年度報告書内拙稿を参照）。なお、当会では文化財レスキューについて、被災資料を安全な場所へ一時的に避難させる「救出」、その後応急処置・目録作成・写真撮影を行い安定した収蔵環境を準備する「保全」、そして活動成果を様々な形で市民へ還元する「活用」という三つの段階を経て完結すると考えている。そのため本稿でもそのような構成をとり報告を進める。

1. 被災文化財の救出活動

救出活動として、今年度は以下の8件に対応した。

- ① 水戸市住吉町K家資料…被災住宅の改築に際し、8月29日、下張り文書がみられる襖12点を当会が預かり茨城大学へと一時避難させた。
- ② 石岡市I家資料…被災住宅からの引越しに際し、10月11日、段ボール2箱分の資料を当会が受贈し茨城大学に一時保管した。
- ③ ひたちなか市湊本町K家資料…被災土蔵の改築に際し、11月1日、中近世の古文書を含む段ボール約30箱分の資料を当会が預かり茨城大学へと移管した。
- ④ ひたちなか市中根K家資料…被災倉庫の解体に際し、所蔵者が市教委に資料調査を依頼した。平成25年2月20日、市（県を通じて）の要請をうけ当会が資料調査にあたり、下張り文書がみられる襖4点を茨城大学へ

と移送した。

- ⑤ 福島県いわき市小名浜O家資料…O家の津波水損資料を、地元研究者が応急処置を施し当家倉庫内に保管していた。震災後1年が経過し、余震の影響で倉庫に雨漏りがみられ始めたため、5月18日、当会が資料を預かり応急処置・仮目録作成を行った。資料にカビの発生がみられたため、対応をふくしま史料ネットと協議した結果、福島県歴史資料館への移管が決まり、移管後に冷凍処置が施された。
- ⑥ 福島県いわき市勿来町A家資料…被災土蔵の解体に際し、資料救出のために6県の史料ネットが広く連携。5月18・19日、当会が幹事を務め、各地から結集した延べ90名のボランティアが、土蔵内の民具資料を搬出しA家敷地内に一時避難させた。資料は今後、いわき市内の廃校への移送を予定している。
- ⑦ 栃木県茂木町S家資料…被災土蔵の解体に際し、7月22・23日、当会が幹事を務め6県の史料ネットが協力して資料を救出した。資料は震災後に茂木町の所有となり、現在は町内の廃校に一時保管している。
- ⑧ 福島県いわき市勿来町O家資料…被災酒蔵2棟の解体に際し、7月28日、当会事務局が資料調査を行い、近代の炭鉱業に関する史料等を発見し茨城大学へと一時避難させた。



被災土蔵からの資料の救出(1-⑦)

以上の8件のうち、①～④の4件は茨城県内における救出事例である。4件とも所蔵者からのレスキュー要請に基づく救出で、市民の中での資料保存意識の高まりとして評価できる。一方、昨年度実施した、巡回に基づく民間所在資料の被害調査を、今年度は当会の体力的な限界により行えず、所蔵者の要請に基づく救出のみに終始した側面もある。茨城県内では震災直後より、全半壊した旧家の住宅・土蔵の解体に伴う民間資料の消失が懸念されている。そしてその状況は今年度も変わらない。民間資料の被害について未調査の自治体も多く、上記のように所蔵者自身が自家の資料保全に目を向けた事例を除けば、相当数の文化財・歴史資料が、今年度中に失われたとみてよい。改めて、各自治体の行政には被害の実態調査をお願いしたい。

また⑤～⑧の4件は県外での救出事例である。今年度は県内での活動に加え、他県に生活基盤をもつ当会会員や他県の史料ネット団体からの要請により、県外でも活動した。大規模災害時、被災地で復興活動にあたる機関のみでは全ての案件を担いきれないことがある。そうした場合、自治体の枠にとらわれず、遠慮や縄張意識を捨て、その時に動ける周辺の組織が柔軟に対応すべきであろう。⑥・⑦において、多数の他県機関が協力して救出活動を行えたことは、被災地支援ボランティアの在り方として特筆すべき点である。

2. 被災文化財の保全活動

救出資料の保全活動はおおむね以下の通りである。

① 茨城大学内仮保管資料の保全…資料の避難先を現地に確保できない場合、当会が資料を預かり一時的に茨城大学へと移送し、仮保管するという措置をとった。1-①～④の救出資料を含め、現在12家分の民間所在資料を当会が預かる。これらの資料は、週に一度水曜日の午後を定例日とし、茨城大学の院生・学部生を中心に、授業と連動する形で資料整理を行っている。整理方法は、汚れ・カビの除去等のクリーニングを行い、史料に一点一点番号付けして写真を撮影し（民具資料の場合はスケッチも）、文書箱・文書封筒に入れ保護するという流れである。最後に一点ごとの目録を作成し、すべての作業を終えた資料は所蔵者へ返却し、今後地域の中での活用を目指す。平成23年11月に開始した作業は、平成25年2月現在まで58回に及び、今後もこれを継続して行う。

② 栃木県茂木町S家資料の保全…1-⑦の救出事例に対応する。S家資料の救出後、茂木町教育委員会から保全・活用までを含めた協力を要請された。現在、当会事務局員から4名が茂木町の非常勤職員として、保全作業のため毎週月曜日に同町に赴いている。またその勤務日に合わせ、当会メールニュースを通じたボランティアの募集も行っている。保全方法は、2-①を踏襲した。

③ 他機関の保全活動への支援…震災直後から現在まで、他機関が救出し保全を進める案件への支援も行っている。平成24年度は、6月3日・7月9日に、大洗町から要請を受け茨城大学考古学研究会が実施した考古資料の保全活動を支援した。当日は、津波により水損した27箱分の資料について、真水に浸して脱塩した後、高圧洗浄機による汚泥・錆・塩分の除去作業を試験的に行った。また今後は2月26・28日に、土浦市立博物館が実施する、被災した宝篋印塔より発見された経文の保全活動への支援を予定している。

以上、保全活動について大きく3点に分類した。③のように、他機関の活動を支援する場合には、当会が窓口となり専門員や学生ボランティアなどを募集・派遣することで、保全活動の一端を担うことができた。

しかし①・②のように当会が主体となり継続的な保全活動を行う場合、院生・学生が作業の中心と成らざるを得ず、技術面で問題を抱えた。今年度はこの指導をNPO法人歴史資料継承機構から受け、人間文化研究機構連携研究「大震災後における文書資料の保全と活用に関する研究」として、課題の析出と対応が進められた。また、保全活動に必要な資金・資材については、全国から寄せられる義援金の他、歴史資料ネットワーク・NPO法人文化財保存支援機



学生を中心とした資料整理(2-①)

構等からの支援を受けた。

なお①について、保全を終えた資料のうち所蔵者に返却できたのは2家分のみである。資料を保管していた建築物が資料の救出後に解体され、そのため所蔵元に返却できず、寄託・寄贈先も決まらないまま大学に仮保管され続ける資料が多い。返却できない資料を今後どう扱うか、検討すべき喫緊の課題である。

3. 活動成果の還元と救出資料の活用

市民に向けた活動成果の還元事業として以下を行った。

- ① 茨城史料ネット活動写真展…当会の活動を市民に広報し、県内の被災状況と被災した民間所在資料の受け入れ先の存在とを伝えるため、今年度夏から秋にかけ、桜川市真壁伝承館・葛飾区郷土と天文の博物館・土浦市立博物館等の協力により、各施設で活動写真展を開催した。
- ② 被災文化財展…11月10・11日、茨城大学において救出資料の特別展示「震災を生き抜いた史料たち」を開催した。これまでに救出した多様な資料を公開し、指定文化財以外の様々な文化財・歴史資料の存在を市民に伝えた。被災文化財展の開催は昨年度以来2度目である。
- ③ 講演・報告…当会による講演・報告は、水戸市で2回、北茨城市で1回、県外で4回の計7回行った。

①～③などの還元事業により、着実に指定文化財以外の多様な資料の存在と、その救出・保全の必要性とが市民に認識され始めている。所蔵者が自ら救援要請を行った1-①～④の救出事例では、4件とも上記のような機会に当会の活動を知り、自家の所蔵資料の保全に意識を向けたという。救出資料を「資料保全を周知させるための資料」として活用する試みは、一定の成果を取めたといえよう。



被災文化財の展示の様子(3-②)

一方、活動成果を救出元の被災地域住民に還元する試みは、未だ不十分である。②では主に北茨城市内から救出した資料を公開したが、現地から遠く離れた茨城大学での開催であった。地域の資料はその地域で公開してこそ、市民に資料のもつ歴史的意義を伝えられる。今後は小規模な展示会でもよいので現地公開を重視したい。なおこの点に関しては、昨年度保全に携わった鹿嶋市龍蔵院の被災資料を鹿嶋市まちづくり市民センターで、また1-③の救出資料の中から那珂市域の歴史に関わる資料を那珂市歴史民俗資料館で、それぞれ展示・公開するために準備している。

4. おわりに

当会は史料ネットワーク組織として、文化財・歴史資料に関する県内の情報を横断的に把握し、いま被災している資料と、それを救出・保全しうる人材とを結びつける役割を果たす。また、あくまでもボランティア団体であり、県や各自治体、博物館が進める文化財レスキュー事業をサポートするのが本来の役割である。決して、自らが主体となり県内全域の資料保全を担える組織ではない。もうすぐ震災から2年が経過するが、これまでの長期間緊急対応に明け暮れ、当会では物心両面でキャパシティの限界を迎えている。この震災に際して当会が主に救出の対象とした民間資料の所在調査については、これから各自治体に少しでも進めて欲しいし、また県には当会のようなボランティア団体が無理なく参加できるような、総合的な防災計画の構築を願う。来るべき次の災害に備える意味でも、茨城県内では、行政・博物館・大学・ボランティアが協力して対応できる体制・枠組み作りを、そろそろ始めなければならない。

一方で、現在当会が預かる資料に関しては、最後まで責任をもって臨みたい。たとえ所蔵者へ返却できなくとも、同一地域内の別な場所で保管し、地域住民が一体となって永続的に資料を守り続けられるような方法を模索したい。そのためには、保全活動で作成した目録や、展示・説明会などの還元事業を通じ、資料の持つ歴史的意義を保管の担い手に伝える必要がある。今回、救援委員会が作成した文化財レスキュー事業の枠組みには、そうした活動が組み込まれていなかった。大規模災害以外にも、所蔵者の代替わり・引越など今後資料が失われる契機は多く、この震災から救い出した資料もそうした機会に簡単に失われてしまっただけで、我々が活動した意味はない。一時的な「救

出」で活動を終えることなく、「保全」・「活用」を通じて今後の保管の担い手と資料自体とを結び続けることこそ、文化財レスキューを進める我々に求められた役割だろう。それは、「救出」時の何倍もの労力を要する作業だが、資料の永続的な保存を考える際、欠かすことはできない重要な点である。救援委員会とその後継・関係機関には、以上を踏まえた新たな枠組みの構築を、これからの文化財レスキュー事業のなかで行ってほしい。